

令和 7 年度 国等の契約の基本方針（案） について

2025年3月

中小企業庁

「官公需法」及び「国等の契約の基本方針」の概要

- **官公需法**（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律）は、国等が契約を行うに際し、**中小企業の受注機会の増大に努力**するよう定めた法律（昭和41年制定）。
- 官公需法に基づき、中小企業向けの契約目標や、受注機会の増大に向けた措置等を定めた**「契約の基本方針」を、毎年度、閣議決定**。

⇒令和7年度「基本方針」についても、新年度 開始後の**出来る限り早い時期の閣議決定**を目指す。

※ 地方自治体は、官公需法に国に準じた施策を講じるよう努める旨が規定されている。

【参考】 **官公需法** （官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年））
（地方公共団体の施策）

第8条 **地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。**

スケジュール

- 例年、「官公需に係る副大臣会議」を開催し、「基本方針」の内容を、各省にハイレベルで徹底しているところ。
- 加えて2024年度には、「副大臣会議」、「総理車座」において、総理/官房副長官から、「官公需における価格交渉・転嫁」、「適正な入札手続き」についても検討するよう指示あり。

2024年
8月

2025年
1月

3月17日

3月～

4月頃

- 「副大臣会議」
⇒ 入札制度の実態調査を実施

(総理車座 (価格転嫁))
- 「官公需に係る副大臣会議」 開催
- 基本方針 (案) の段階で、
早期に国・自治体へ事前送付
- 基本方針の閣議決定 (予定)
- ⇒国・自治体等への要請文書 発出

● 【2024年 8 月 副大臣会議】
森屋官房副長官 (当時) より、
官公需発注に関する諸課題(公共調達)
について、必要に応じて官公需の
副大臣会議で議論し、基本方針へ
反映を検討するよう指示。

● 【本年 1 月 総理車座】
石破総理より、各省庁において、
コストが上がった場合に、適切に
価格交渉・転嫁に応じるよう指示。

○令和7年度基本方針（案）について（その1）

1. 契約目標

※ 目標は、**中小企業全体**と、**新規中小企業**（＝創業10年未満）向けの2つ。

①中小企業向け契約目標（比率、金額）

比率：61% 金額：5兆9,193億円（※官公需総見込額：9兆7,037億円）

（参考：令和6年度目標 61%、**令和5年度実績 45.4%**）

目標比率は、過去10年における各府省ごとの実績の最高値の組み合わせ、又は前年の目標値のいずれか高い方を設定。

②新規中小企業者向け契約目標（比率のみ）

比率：3%以上

（参考：令和6年度 目標 3%以上、令和5年度実績 1.39%）

目標比率は、平成27年度（制定当初）に契約実績割合の「2倍」とし、令和元年から「3%以上」と設定。その後は上記と同じルールで設定。

○令和7年度基本方針（案）について（その2）

2. 価格転嫁の促進

現行（労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応）

- ① 契約途中で実勢価格に変化が生じた場合には、契約変更も含め適切に対応すること
- ② 受注者の申出があれば迅速かつ適切に協議を行うなど、申出が円滑に行われるよう配慮すること
- ③ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉の指針」の趣旨を最大限に考慮して対応すること



令和7年度は、申出がなくとも国等から協議を行い、申出に対して誠実な対応の義務化を追記

- 【発注者としての行動】「労務費の指針」を参考に国等から少なくとも年1回以上の協議を行うように努め、率先して価格転嫁を行う旨の記載を追加

※ 契約締結から1年を超え、役務等のスライド条項がない契約において、受注者から申出がなくとも国等から年に1回以上「契約金額の見直しが必要か」確認することとし官公需での価格交渉を促進。

- 【公共工事】（適正化に関する）「2024年改正 担い手3法※」に基づき、資材価格高騰等の協議申出に対する誠実な対応の義務化を明記（例：「予算不足」、「前例がない」等と協議申出を断ってはならない）

※ 「公共工事品質確保法、建設業法、公共工事入札契約適正化法」（2024年6月公布）

○令和7年度基本方針（案）について（その3）

3. ダumping受注の防止

【低入札価格調査制度】（＝低価格で応札した者が、契約を履行できないおそれがないか、契約前に調査する制度）

調査時に、人件費・原材料費等の実勢価格に沿った単価になっているか、業務に必要な工数が適切に計上されているか、確認する旨を追加。

4. トラックドライバー、中小建設業者への配慮

- ①【トラックドライバー】運送・荷役の効率化への配慮、標準的運賃の活用、違法トラック排除への協力の（改正物流効率化法の趣旨に基づく）追記

国等自らが荷主や施設管理者となる場合に、余裕を持った納入期限の設定や混雑時間を回避した配送日時指定など配慮し、予定価格の算定にあたっては賃上げ原資となる適正な運賃を収受できるよう標準的な運賃を活用し、受託事業者が違法トラックを使わないように誓約書の提出を求めるよう努める。

- ②【中小建設業者】地域の中小企業者への配慮（2024年改正 担い手3法に基づき）の追記

地域の公共工事の担い手が確保されるよう、公共工事の規模等を適切に定め、災害対応に向けて地元との連携を促進する。

○令和7年度基本方針（案）について（その4）

5. 新規中小企業者等（スタートアップ）の受注機会の増大

【スタートアップ】随意契約の促進（規制改革実施計画2024に基づき）の追記

高度かつ独自の技術を有するスタートアップとの随意契約（スタートアップ技術提案評価方式）の一層の活用に努める。

6. 中小石油販売業者への配慮

【中小石油販売業者】燃料油価格激変緩和措置の補助減少への適切な対応の追記

現行（災害協定を結ぶ石油組合との随意契約が可能である旨を明確化）に加えて、燃料油価格激変緩和事業の補助縮小などにより燃料油価格が上昇することに対して、石油組合から国等へ、契約金額の変更について申出があった場合に、迅速かつ適切に協議を行うよう努める。